

職員定着支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 委託業務の名称

職員定着支援業務委託

2 委託業務の内容

「職員定着支援業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から1年間

4 委託料上限額

5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 参加資格

(1) 次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- ① 法人格を有する団体であること。
- ② 事業実施に当たり必要な人員体制が整備されていること。
- ③ 仕様書に示す業務を履行する能力があること。
- ④ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ⑤ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構契約事務取扱規程第2条の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしていない者であること。
- ⑦ 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- ⑧ 事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑩ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- ⑪ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含まないこと。

共同企業体での参加の場合、全ての構成員が満たしていることを要件とします。

また、共同企業体の代表者となる者は、共同企業体構成員相互の関係を調整し、委託金の適正な執行、管理、報告書の作成等の事務管理能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていることを要件とします。

(2) 留意事項

共同企業体として申請する場合は、次の事項に留意してください。

ア 共同企業体とは、職員定着支援業務委託共同企業体協定書（様式Ⅱ）（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務を共同で行うものとします。

イ 共同企業体として申請する場合は、企画提案書（様式3）と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行してください。

ウ 申請代表者を定めてください。

エ 同時に複数のグループの構成員になることはできません。

オ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできません。

6 スケジュール

(1) 公募開始 令和8年5月22日（金）

(2) 説明会の開催 令和8年5月27日（水）

ア 開催方法

Z o o mにてオンライン開催

イ 開催時刻

13時30分～14時30分

ウ 説明会参加URL

<https://zoom.us/j/96358597491?pwd=e5hTDHMcrz9U7YjfDwedlcJsXKpH8S.1>

ミーティング ID:963 5859 7491

パスコード:452260

※開催時刻3分前には入室してください。

※説明会における質疑回答は、すべての質問をまとめて、令和8年5月29日（金）（予定）に電子メールで参加意思表明書（様式1）を提出した全員に回答します。

(3) 質問書の受付 令和8年5月29日（金）15時まで（必着）

(4) 参加意思表明書の受付 令和8年5月29日（金）15時まで（必着）

(5) 質問に対する回答 令和8年6月3日（水）（予定）

(6) 企画提案書等の受付 令和8年6月9日（火）17時まで（必着）

(7) 審査会 令和8年6月中旬（予定）

(8) 選定結果の通知 令和8年6月23日（火）頃

7 応募の手続き

(1) 参加意思表明書、企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、「県立福祉機構」ホームページからダウンロードしてください。

(2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書（様式1）等を提出してください。提出がな

い者の参加は認められません。

なお、共同企業体での申請の場合は、申請代表者が提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加意思表明書(様式1) ※添付書類

※ 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)、
及び定款又は寄付行為の写し(原本証明したもの)を添付してください。

(イ) 共同企業体構成員表(様式1-2)(共同企業体での申請の場合)

(ウ) 団体・会社概要書(様式2)(共同企業体での申請の場合は、構成員すべてが作成)

(エ) 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書(参考様式1)(共同企業体での申請の場合は、構成員すべてが作成)

(オ) 同意書(参考様式2)(共同企業体での申請の場合は、構成員すべてが作成)

(カ) 役員等名簿(参考様式3)(共同企業体での申請の場合は、構成員すべてが作成)

イ 提出期限 令和8年5月29日(金)15時まで(必着)

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで、令和8年5月29日(金)に持参する場合は15時まで。)

エ 提出先 〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境218

地方独立行政法人 神奈川県立福祉機構 経営企画室 企画チーム
電話 0465-81-0288

メールアドレス saiyou@kanawel.jp

※ 送付ファイルの容量の問題でメール送付ができない場合は上記提出先まで御連絡ください。

※ なお、郵送又は電子メールによる提出の場合には、必ず電話で、送付又は送信した旨の連絡をお願いします。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類(提出部数は8部。一部のみ正本とし、残り7部は複写で可とする。ただし、(キ)②は8部全て複写で可とします。提出された書類は、原則として返却しません。)

(ア) 企画提案書(様式3)

(イ) 業務実施体制(様式4)

(ウ) 企画案(A4版任意様式)

○企画案の内容は、「職員定着支援業務委託仕様書」を網羅したものとする。

(エ) 事業実施スケジュール(A4又はA3版任意様式)

(オ) 見積書(内訳明細を含む。任意様式)

○見積書の内容は以下の内容を遵守すること。

・見積書のあて先は、神奈川県立福祉機構 理事長とすること。

・各事業について、想定する費用の積算を提示すること。

(カ) コンプライアンス・ガバナンス体制(様式5)

(キ) 共同企業体での申請に係る書類

① 共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状
(申請代表者を除く)(様式I)

② 協定書(写)(様式II)

③ 共同企業体としての申請理由書(任意様式)

イ 提出期限 令和8年6月9日(火)17時まで(必着)

ウ 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで)

エ 提出先 〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境2 1 8

地方独立行政法人 神奈川県立福祉機構 経営企画室 企画チーム
電話 0465-81-0288

8 質問の受付

企画提案書等の作成に関する質問がある場合には、質問書(任意様式)を電子メールで、令和8年5月29日(金)15時までにご提出ください。

提出先：地方独立行政法人 神奈川県立福祉機構 経営企画室 企画チーム

メールアドレス saiyou@kanawel.jp

(1) 件名に【質問：職員定着支援業務委託公募型プロポーザルについて】と明記し、質問書には、法人名、担当部署、担当者名、電話番号、回答先となる電子メールアドレスを必ず記載し、また、必要に応じて、質問に関連する仕様書等の箇所(ページ、項番等)を明示してください。

(2) 提出後、必ず電話で、送信した旨の連絡をお願いします。

電話番号：0465-81-0288

神奈川県立福祉機構 経営企画室 企画チーム

(3) 質問書に対する回答は、すべての質問をまとめて、令和8年6月3日(水)(予定)に電子メールで参加意思表明書(様式1)を提出した全員に回答します。

9 審査の方法

(1) 審査方法

県が設置する審査会において、提案者が提出した企画提案書(様式3)等の内容について審査した結果を基に選定します。審査会は提案者が出席し、提案内容の説明及び質疑応答を行っていただきます(提案内容の説明20分程度、質疑応答20分程度)。

別紙1「職員定着支援業務委託審査基準表」に基づき、提出書類を審査・採点の上、1業者を選定します。

審査会 日時 令和8年6月中旬(予定)

場所 神奈川県立福祉機構会議室(オンライン可)

※ 時間・場所等は別途調整の上、個別に連絡いたします。

発表方法 パソコン等電子機器は提案者で用意してください。

なお、有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見の聴取を省略する場合があります。

(2) 審査項目及び審査基準

別紙1「職員定着支援業務委託審査基準表」に基づき、各審査員の合計得点の平均点が最も高い提案を選定します。同点の場合は、審査員が協議の上、決定します。

各審査員の合計得点の平均点が60点に満たない提案、またはいずれかの評価項目で0点と判断された提案は、順位に関わらず、不選定となる場合があります。

10 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- (1) 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- (2) 委託料の見積額が上記4に記載の上限額を超えるもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 上記5に記載の参加資格を満たしていないもの。

11 選定結果の通知

令和8年6月23日（火）頃に書面で通知します。

12 契約手続きについて

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容の一部を変更することがあります。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて、発注者と協議の上、対応することとします。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続きを行います。

13 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 応募書類は理由の如何を問わず、返却しないものとします。
なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (3) 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (4) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。